

情報ひろば

■各総合支所

国府☎(0857)39-0555／福部☎(0857)75-2811
 河原☎(0858)76-3111／用瀬☎(0858)87-2111
 佐治☎(0858)88-0211／気高☎(0857)82-0011
 鹿野☎(0857)84-2011／青谷☎(0857)85-0011



福祉

戦没者などの遺族への 第8回特別弔慰金

支給対象者 戦没者などの死亡当時の遺族で、平成17年4月1日に、恩給法による公務扶助料や戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金などを受ける人がいない場合に、次の順番による優先順位の最も高い遺族1人に対して支給されます。

- 1 弔慰金の受給権者
 - 2 戦没者などの子
 - 3 戦没者などと生計関係が有り戦没者と氏が同じである①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹
 - 4 前記3以外の①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹
 - 5 戦没者などの死亡時まで引き続き1年以上生計を有していた1～4以外の3親等内の親族
- 支給内容** 額面40万円、10年償還（年4万円）の記名国債
- 請求期限** 平成20年3月31日
- 受付・問い合わせ先** 合併前の鳥取市地域にお住まいの人・市役所駅南庁舎生活福祉課☎(0857)3453

857) 2013472 / 旧町村地域にお住まいの人・お住まいの総合支所福祉保健課（上記参照）※請求がまだの人は、お早めに手続きをしてください。

高齢者のための 住宅改修費の助成

対象者 介護保険住宅改修・介護保険で「要介護」・「要支援」と認定されている人 市の助成・介護保険住宅改修対象者でかつ本人およびその配偶者がともに市県民税非課税の人

対象工事 手すりの取り付け、床段差の改修、滑り防止のための床材の変更、引き戸などへの取り替え、和式から洋式への便器の取り替えなど ※新築・増築の場合は対象外です。

助成額 介護保険住宅改修・対象工事費（上限20万円）の9割（上限18万円） 市の助成・対象工事費（上限80万円）の3分の2（上限53万3千円） ※介護保険住宅改修と市の助成の併用ができません。

問い合わせ先 市役所駅南庁舎高齢社会課☎(0857) 2013453 / 各総合支所福祉保健課（上記参照） ※工事着工前に

必ずご相談ください。

母子家庭自立支援給付金

◇自立支援教育訓練給付金
対象者 母子家庭の母（雇用保険の受給資格のない人に限る）
助成内容 雇用保険制度の指定講座などの受講料の40%（20万円を限度）

◇高等職業訓練促進給付金

対象者 母子家庭の母
助成内容 介護福祉士、看護師、保育士などの資格取得のために2年以上受講する場合、最後の3分の1の期間（12カ月を限度）に月額10万3千円

◇常用雇用転換奨励給付金

対象者 事業主
助成内容 母子家庭の母を新しくパート雇用し、職業訓練を実施後6カ月以内に常用雇用労働者へ転換し、引き続き6カ月間雇用した場合、30万円

問い合わせ先 市役所駅南庁舎児童家庭課☎(0857) 2013465 / 各総合支所福祉保健課（上記参照）



募集

市民参画フォーラム 実行委員会

地域の市民活動に触れ、鳥取の地域づくりを考える「市民参画フォーラム」を11月に開催します。このフォーラムの企画・運営に参加していただける人を募集しています。

募集人数 3人程度

報酬 なし

応募資格 市内に在住または勤務する18歳以上（平成17年8月1日現在）で、平日開催の会議と当日（11月19日）の運営に参加できる人

応募方法 住所・氏名・年齢・性別・電話番号を明記のうえ、「市民活動について思うこと」を800字程度にまとめ、郵送、ファクシミリまたは電子メールで
 ※応募者多数の場合は選考のうえ決定します。

応募期限 8月末日（必着）

問い合わせ・応募先 市民参画フォーラム実行委員会事務局（市役所本庁舎市民参画課内）

☎(0857) 2013163

☎(0857) 2013053

電子メール sankaku@city.tottori.tottori.jp